

深夜業従事なら特定健診を行うべきですか

当社では、深夜業務の一部で派遣社員を使用しています。当社 の命令で深夜勤務に就かせているのですから、自社の社員と同様 に、半年1回の特定業務健康診断を実施すべきと考えますが、い かがでしょうか。

派遣社員は、いわゆる人材派遣会社(派遣元会社)が雇用しますが、 現実に指揮命令を行うのはユーザー企業(派遣先会社)です。このため、 安全配慮義務の関係からいえば、誰が責任を負うべきか、実態に即して 判断すべき必要があります。しかし、健康診断については、派遣元と派 遣先のどちらに実施義務があるか、派遣法上に明文の規定があります。



派遣法第45条第3項では、特殊健康診断については、「派遣先のみを事業者とみなす」(つまり、派遣先に実施義務がある)と定めています。また、派遣法第45条第1項では、安衛法第66条の5(健診実施後の措置)については、派遣元・派遣先双方が義務を負うと規定しています。就業場所の変更、作業転換、時間短縮、深夜業務の回数減少等は、派遣元・先が連携して実施する必要があります。

それ以外の健診措置については、法の原則どおり、派遣元が事業主として責任を果たす必要があります。

安衛法第66条第1項は、そのなかでも最も基本的な通常の健康診断に関するものです。第1項を根拠規定とする健康診断は、次のとおりです。

- 安衛則第43条・・・・雇入れ時健診
- 同第 44 条 ······定期健診(1年1回)
- 同第 45 条 ・・・・・・特定業務健診
- 同第45条の2・・・・海外派遣者健診
- 同第47条・・・・・・・給食従業員の検便

深夜業務は、安衛則第45条で規定する「特定業務」に含まれます。ですから、深夜業務従事者に対する特定業務健診については、派遣元が実施義務者となります。

同様に、派遣法で特例が設けられていない健診等(原則どおり派遣元が義務を負う健診等)に は、安衛法第66条の2(深夜業務従事者の自発的健診)、第66条の7(保健指導等)があります。